

この場合において、各選挙区において選挙すべき議員の数は、三人以上五人以下となるように定めるものとする。

第十三条に次の一項を加える。

- 4 別表第一は、衆議院議員に係る人口格差（衆議院議員の各選挙区の統計法（昭和二十二年法律第十八号）第四条の規定により行われる国勢調査の結果による人口を当該選挙区において選挙すべき議員の数をもつて除して得た数のうち、その最も大きいものをその最も小さいもので除して得た数をいう。）が二以上となる場合には、更正するものとする。

第二十五条第四項中「第二百十九条第一項中」を「同条第一項中」に、「第二百十一条（（総括主宰者等の選挙犯罪の場合）の規定により当選の効力）」を「第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止の訴訟）の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは選挙権及び被選挙権の停止）」に、「^{まつ}抹消」を「抹消」に改める。

第三十四条第四項中「当選の効力に関する訴訟）」を「公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権

及び被選挙権の停止に関する訴訟等）第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第八十六条の四中「及び第二百五十二条」を「、第二百五十一条の二（（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止））及び第二百五十二条」に改める。

第九十二条第一項第一号及び第二号中「三百万円」を「二百万円」に改め、同項第三号中「六十万円」を「四十万円」に改め、同項第四号中「三百万円」を「二百万円」に改め、同項第五号中「五十万円」を「三十万円」に改め、同項第六号中「二百四十万円」を「百二十万円」に改め、同項第七号中「三十万円」を「二十万円」に改め、同項第八号中「百万円」を「五十万円」に改め、同項第九号中「五十万円」を「二十四万円」に改め、同条第二項中「六百万円」を「四百万円」に改める。

第九十四条第一項中「六百万円」を「四百万円」に改める。

第一百七条中「当選の効力に関する訴訟）」を「公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等）第一項」に改める。

第一百九条第五号中「当選の効力に関する訴訟」を「公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び

被選挙権の停止に関する訴訟等」に、「当選無効の訴訟」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止の訴訟」に、「第二百十条の」を「第二百十条第一項の」に改める。

第百三十七条の三中「第二百五十二条」を「第二百五十一条の二((総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止))又は第二百五十二条」に、「因る」を「よる」に改める。

第百三十八条を次のように改める。

第百三十八条 削除

第二百十条の見出し中「当選の効力に関する訴訟」を「公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等」に改め、同条中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に、「当選人が」を「公職の候補者であつた者が」に、「当該当選人」を「当該公職の候補者であつた者」に、「又は出納責任者に該当しない」を「若しくは出納責任者に該当しないこと又は同条第四項各号に掲げる場合に該当する」に、「当該当選が無効」を「当該公職の候補者であつた者の当該選挙における当選が無効とならないこと又は当該公職の候補者であつた者が選挙権及び被選挙権を有

しないこと」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該公職の候補者であつた者が第二百五十四条の二第一項の規定による通知を受けた日から三十日を経過する日までの間に、当該公職の候補者であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項((当選人の告示))の規定による告示があつたときは、当該当選人の当選が無効とならないことの確認を求める訴訟の出訴期間は、当該告示の日から三十日以内とする。

第二百十条に次の一項を加える。

- 2 第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者が第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項若しくは第二百二十三条の二第二項の規定により刑に処せられた場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定により刑に処せられた場合において、これらの者に係る公職の候補者であつた者が第二百五十四条の二第一項の規定による通知を受けた日から三十日を経過した日後に、当該公職の候補者であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項の規定による告示があつたときは、第二百五十一条の二第一項又は第三項の規定により当該当選人の当選を無効であると認める検察官は、当選人を被告とし、当該告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起しなければなら

ない。

第二百十一条の見出し中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に改め、同条第一項中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に、「当該当選人の当選が無効である」を「当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(以下この条及び第二百十九条((選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用))第一項において「公職の候補者等」という。)であつた者の当該選挙における当選が無効であり、又は当該公職の候補者等であつた者が選挙権及び被選挙権を有しない」に、「当選人を」を「当該公職の候補者等であつた者を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該裁判確定の日後に、当該公職の候補者等であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項((当選人の告示))の規定による告示があつたときは、当該当選人の当選に係る当選無効の訴訟の出訴期間は、当該告示の日から三十日以内とする。

第二百十一条第二項中「第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二」を「第二百二十一条から第二百二十三条の二まで」に改め、「、戸別訪問」を削り、「、第三号若しくは第四号」を

「若しくは第三号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二百七条中「選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟」を「選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等」に、「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に改める。

第二百十九条第一項中「第二百十条((総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟))」を「第二百十条((総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等))第一項」に、「第二百十一条((総括主宰者等の選挙犯罪の場合))の規定により当選の効力」を「第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条((総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止の訴訟))の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは選挙権及び被選挙権の停止」に改め、同条第二項中「第二百十条に」を「第二百十条第一項に」に、「第二百十条の」を「同項の」に、「当選の無効」を「公職の候補者であつた者の当選の無効又は選挙権及び被選挙

権の停止」に改める。

第二百二十条第二項中「当選の効力に関する訴訟」を「公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等」に、「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に改める。

第二百二十一条第三項第四号中「三箇」を「三」に改め、「区域」の下に「。以下この号において同じ。」を加え、「一又は二の」を「一若しくは二の地域又は選挙区の区域内の一の市町村の区域を含む」に改める。

第二百二十四条の二第一項中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に、「第二項」を「第三項」に、「公職の候補者の当選を失わせる」を「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）の当選を失わせ又は選挙権及び被選挙権を有しないこととさせる」に、「公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者」を「公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等」に、「公職の候補者に」を「公職の候補者等に」に改め、同条第二項中「第二項」を「第三項」に、「公職の候補者」を「公職の候補者等」に、「失わせる」を「失わせ又は選挙権及び被選挙権を有しないこととさせる」に、「その候補者」を「その公職の候補者等」

に、「第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二」を「第二百二十一条から第二百二十三条の二まで」に改める。

第二百三十九条の見出し中「、戸別訪問」を削り、同条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二百五十一条の二の見出し中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に改め、同条第一項中「（第四号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつたとき）」を削り、「当選人の当選は、無効とする」を「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は第二百五十一条の四（（当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止の効果の生ずる時期））に規定する時から十年間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない」に改め、同項第三号中「三箇」を「三」に、「行なわれる区域」を「行われる区域。以下この号において同じ。」に、「一又は二の」を「一若しくは二の地域又は選挙区の区域内の一の市町村の区域を含む」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 公職の候補者等に使用される者で当該公職の候補者等の政治活動を補佐するもの

第二百五十一条の二第一項に次の一号を加える。

五 公職の候補者等の親族で当該公職の候補者等又は第一号、第三号若しくは前号に掲げる者と意思を通じて選挙運動をしたもの

第二百五十一条の二第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「当選人の当選は、無効とする」を「出納責任者に係る公職の候補者であつた者の当選は無効とし、かつ、その者は第二百五十一条の四に規定する時から十年間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

ニ

4 前三項の規定（選挙権及び被選挙権の停止に関する部分に限る。）は、第一項又は前項に規定する罪に該当する行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為に関する限りにおいて、適用しない。

一 第一項又は前項に規定する罪に該当する行為が当該行為をした者以外の者の誘導又は挑発によつてされ、かつ、その誘導又は挑発が第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は選挙権及び被選挙権を有しないこととさせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものであるとき。

二 第一項又は前項に規定する罪に該当する行為が第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は選挙権及び被選挙権を有しないこととさせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものであるとき。

第二百五十一条の二第一項の次に次の一項を加える。

2 公職の候補者等の秘書という名称若しくはこれに類似する名称を使用する者又は公職の候補者等の政治活動のために使用する常設の事務所に所属する者であることを示す名称を使用する者について、当該公職の候補者等がこれらの名称の使用を承諾し又は容認している場合には、当該名称を使用する者は、前項の規定の適用については、同項第四号に掲げる者と推定する。

ニ

第二百五十一条の三第一項中「、戸別訪問」を削り、「、第三号若しくは第四号」を「若しくは第三号」に改める。

第二百五十一条の四の見出し中「当選無効」の下に「並びに選挙権及び被選挙権の停止」を加え、同条中「当選無効の効果」を「当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止の効果」に、「第二百十条（（総括主宰者、出納

責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟))」を「第二百十条((総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力並びに選挙権及び被選挙権の停止に関する訴訟等))第一項」に、「同条」を「同項」に、「第二百十一条」を「同条第二項若しくは第二百十一条」に、「当選無効の訴訟」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止の訴訟」に改める。

第二百五十二条の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条第一項中「(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)」を削り、同条第二項中「なくなるまでの間」の下に「(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から五
年間)」を加え、同条第三項中「で更に第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられた者」を削り、同条第四項中「第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられた者」を「前項に規定する者」に改め、「若しくは刑の執行猶予中」を削り、「第一項に規定する者で第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられたもの及び第二項に規定する者に対し第一項若しくは第二項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中」を「第二項に規定する者(前項に規定する者を除く。)」に対し第二項の五年間」に改める。

第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条中「出納責任者等の選挙犯罪による当選無効」を「出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に、「第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二」を「第二百二十一条から第二百二十三条の二まで」に改め、「戸別訪問」を削り、「第三号若しくは第四号」を「若しくは第三号」に改める。

第二百五十四条の二第一項中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に、「係る当選人」を「係る公職の候補者であつた者」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、第七項から第二十一項までを削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第十三条関係)

選挙区 議員数

北海道

札幌市

第一区	中央区	四人
	豊平区	
	南区	
	西区	
	手稲区	
	石狩支庁管内	
	石狩郡	
	厚田郡	
	浜益郡	
	旭川市	
留萌市		
稚内市		
別市		

第二区	名寄市	三人
	富良野市	
	上川支庁管内	
	留萌支庁管内	
	宗谷支庁管内	

第三区	函館市	三人
	小樽市	
	渡島支庁管内	
	檜山支庁管内	
	後志支庁管内	
	室蘭市	
	張市	
苫小牧市		

苫小牧市

美唄市

芦別市

赤平市

三笠市

第四区 滝川市 四人

砂川市

歌志内市

深川市

登別市

伊達市

空知支庁管内

胆振支庁管内

日高支庁管内

第五区 五人

釧路市

帯広市

北見市

網走市

紋別市

根室市

網走支庁管内

十勝支庁管内

釧路支庁管内

根室支庁管内

幌市

； 区

東 区
 白 石 区
 厚 別 区
 第 六 区 江 別 市 四人
 千 歳 市
 恵 庭 市
 石狩支庁管内
 札 幌 郡

青 森 県

森 市
 八 戸 市
 三 沢 市
 つ 市
 第 一 区 東 津 軽 郡 三人
 平 内 町
 上 北 郡
 野 辺 地 町
 七 戸 町
 百 石 町
 六 戸 町
 横 浜 町
 上 北 町
 東 北 町
 天 間 林 村
 下 田 町
 六 ヶ 所 村

第二区

- 下北郡
- 弘前市
- 黒石市
- 五所川原市
- 十和田市
- 東津軽郡
- 蟹田町
- 今別町
- 蓬田村
- 平舘村
- 三厩村
- 西津軽郡
- 津軽郡

三人

岩手県

第一区

- 南津軽郡
- 北津軽郡
- 上北郡
- 十和田湖町
- 三戸郡
- 盛岡市
- 宮古市
- 久慈市
- 二戸市
- 岩手郡
- 紫波郡
- 下閉伊郡

三人

第二区

- 九戸郡
- 二戸郡
- 大船渡市
- 水沢市
- 花巻市
- 北上市
- 遠野市
- 一関市
- 陸前高田市
- 釜石市
- 江刺市
- 稗貫郡
- 賀郡

三人

- 胆沢郡
- 西磐井郡
- 東磐井郡
- 気仙郡
- 上閉伊郡

宮城県

第一区

- 仙台市
- 白石市
- 名取市
- 角田市
- 岩沼市
- 刈田郡
- 田郡

五人

第二区

- 伊 具 郡
- 亘 理 郡
- 石 卷 市
- 塩 竈 市
- 古 川 市
- 気 仙 沼 市
- 多 賀 城 市
- 宮 城 郡
- 黒 川 郡
- 加 美 郡
- 志 田 郡
- 玉 造 郡
- 田 郡

四人

- 栗 原 郡
- 登 米 郡
- 桃 生 郡
- 牡 鹿 郡
- 本 吉 郡

秋 田 県

五人

山 形 県

五人

福 島 県

第一区

- 福 島 市
- 郡 山 市
- 二 本 松 市
- 伊 達 郡
- 伊 達 郡

四人

第二区	会津若松市	五人
	いわき市	
	白河市	
	原町市	
	須賀川市	
	喜多方市	
	相馬市	
	岩瀬郡	
	南会津郡	
	北会津郡	
	耶麻郡	
	河沼郡	
沼郡		

茨城県	西白河郡	五人
	東白川郡	
	石川郡	
	田村郡	
	双葉郡	
	相馬郡	
	水戸市	
龍ヶ崎市		
笠間市		
取手市		
牛久市		
第一区	茨城郡	五人

西茨城郡

鹿島郡

行方郡

稲敷郡

北相馬郡

日立市

那珂湊市

常陸太田市

勝田市

第二区

高萩市

三人

北茨城市

那珂郡

く慈郡

多賀郡

土浦市

古河市

石岡市

下館市

結城市

下妻市

第三区

水海道市

四人

岩井市

つくば市

新治郡

筑波郡

真壁郡

結 城 郡
猿 島 郡

栃 木 県

第一区 { 宇 都 宮 市
鹿 沼 市
日 光 市
今 市 市
大 田 原 市
矢 板 市
黒 磯 市
河 内 郡
上 都 賀 郡
塩 谷 郡

四人

第二区 { 那 須 郡
足 利 市
栃 木 市
佐 野 市
小 山 市
真 岡 市
芳 賀 郡
下 都 賀 郡
安 蘇 郡

四人

群 馬 県

前 橋 市
桐 生 市
勢 崎 市

第一区

太田	市
沼田	市
館林	市
勢多	郡
利根	郡
佐波	郡
新田	郡
山田	郡
邑楽	郡
高崎	市
渋川	市
藤岡	市
岡	市

五人

第二区

安中	市
群馬	郡
北群馬	郡
多野	郡
甘楽	郡
碓氷	郡
吾妻	郡

三人

埼玉県

第一区

川口	市
浦和	市
草加	市
蕨	市
三田	市

五人

第二区

- 鳩ヶ谷市
- 所沢市
- 飯能市
- 東松山市
- 狭山市
- 入間市
- 坂戸市
- 鶴ヶ島市
- 日高市
- 入間郡
- 毛呂山町
- 越生町
- 名栗村

五人

第三区

- 比企郡
- 熊谷市
- 秩父市
- 本庄市
- 深谷市
- 秩父郡
- 児玉郡
- 大里郡
- 岩槻市
- 春日部市
- 越谷市
- 久喜市
- 潮市

三人

第四区 五人

三郷市
蓮田市
幸手市
南埼玉郡
北葛飾郡

第五区 五人

大宮市
行田市
加須市
羽生市
鴻巣市
上尾市
与野市

第六区 四人

桶川市
北本市
北足立郡
北埼玉郡
川越市
朝霞市
志木市
和光市
新座市
富士見市
上福岡市
入間郡
大井町

千葉県
三芳町

第一区 { 千葉市
市原市 五人
八千代市

第二区 { 銚子市
佐原市
成田市
佐倉市
八日市場市
旭市 四人
四街道市
八街市

第三区 { 印旛郡
香取郡
海上郡
匝瑳郡
館山市
木更津市
茂原市
東金市
勝浦市
鴨川市
君津市 三人
富津市
袖ヶ浦市

- 山 武 郡
 - 長 生 郡
 - 夷 隅 郡
 - 安 房 郡
- 第 四 区 {
 - 市 川 市
 - 船 橋 市
 - 習 志 野 市
 - 浦 安 市
 五人
- 第 五 区 {
 - 松 戸 市
 - 我 孫 子 市
 - 鎌 ヶ 谷 市
 - 東 葛 飾 郡
 - 沼 南 町
 三人

- 第 六 区 {
 - 野 田 市
 - 柏 市
 - 流 山 市
 - 東 葛 飾 郡
 - 関 宿 町
 三人

東 京 都

- 第 一 区 {
 - 千 代 田 区
 - 中 央 区
 - 港 区
 - 新 宿 区
 - 文 京 区
 - 台 東 区
 - 品 川 区
 四人

第二区 { 大田区
大島支庁管内
三宅支庁管内
八丈支庁管内
小笠原支庁管内 } 四人

第三区 { 目黒区
世田谷区 } 四人

第四区 { 渋谷区
中野区
杉並区 } 四人

第五区 { 豊島区
練馬区 } 四人

第六区 { 墨田区
江東区
荒川区 } 三人

第七区 { 武蔵野市
三鷹市
小金井市
小平市
東村山市
国分寺市
国立市
田無市
保谷市
清瀬市 } 五人

	{ 東久留米市	
第八区	{ 八王子市	五人
	{ 立川市	
	{ 青梅市	
	{ 昭島市	
	{ 福生市	
	{ 東大和市	
	{ 武蔵村山市	
	{ 秋川市	
	{ 羽村市	
	{ 西多摩郡	
第九区	{ 北区	四人
	{ 板橋区	

第十区 足立区 三人

第十一区	{ 府中市	五人
	{ 調布市	
	{ 町田市	
	{ 日野市	
	{ 狛江市	
	{ 多摩市	
	{ 稲城市	

第十二区	{ 葛飾区	四人
	{ 江戸川区	

神奈川県

{ 横浜市
{ 鶴見区

第一区 { 神奈川区 五人
 { 港北区
 { 緑区

第二区 川崎市 五人

第三区 { 相模原市
 { 大和市
 { 海老名市
 { 座間市 五人
 { 綾瀬市
 { 高座郡
 { 津久井郡
 { 横浜市
 { 保土ヶ谷区

第四区 { 戸塚区
 { 旭区 四人
 { 瀬谷区
 { 栄区
 { 泉区

第五区 { 平塚市
 { 小田原市
 { 秦野市
 { 厚木市
 { 伊勢原市 五人
 { 南足柄市
 { 中郡
 { 足柄上郡

- 足柄下郡
 - 愛甲郡
 - 横須賀市
 - 鎌倉市
 - 藤沢市
 - 茅ヶ崎市
 - 逗子市
 - 三浦市
 - 三浦郡
 - 横浜市
 - 西区
 - 中区
 - 南区
- 第六区 五人
- 第七区 四人

- 磯子区
- 金沢区
- 港南区

新潟県

- 新潟市
 - 新潟市
 - 新潟市
 - 村上市
 - 燕市
 - 五泉市
 - 両津市
 - 白根市
 - 豊栄市
- 第一区 五人

北蒲原郡

中蒲原郡

西蒲原郡

東蒲原郡

岩船郡

佐渡郡

長岡市

三条市

柏崎市

小千谷市

加茂市

十日町市

見附市

第二区

栃尾市

糸魚川市

新井市

上越市

五人

南蒲原郡

三島郡

古志郡

北魚沼郡

南魚沼郡

中魚沼郡

刈羽郡

東頸城郡

中頸城郡

	西頸城郡	
富山県		五人
石川県		五人
福井県		三人
山梨県		四人
長野県		

長野市
上田市
須坂市
小諸市
中野市
飯山市
更埴市

第一区	佐久市	四人
	南佐久郡	
	北佐久郡	
	小県郡	
	更級郡	
	埴科郡	
	上高井郡	
	下高井郡	
	上水内郡	
	下水内郡	
松本市		
岡谷市		
飯田市		

第二区

- 諏訪市
- 伊那市
- 駒ヶ根市
- 大町市
- 茅野市
- 塩尻市
- 諏訪郡
- 上伊那郡
- 下伊那郡
- 木曾郡
- 東筑摩郡
- 南安曇郡
- 北安曇郡

五人

岐阜県

第一区

- 岐阜市
- 大垣市
- 羽島市
- 各務原市
- 羽島郡
- 海津郡
- 養老郡
- 不破郡
- 安八郡
- 揖斐郡
- 本巣郡
- 山県郡

五人

- 高山市
 - 多治見市
 - 関市
 - 中津川市
 - 美濃市
 - 瑞浪市
 - 恵那市
 - 美濃加茂市
 - 土岐市
 - 可児市
 - 武儀郡
 - 郡上郡
 - 加茂郡
- 第二区 四人

- 可児郡
- 土岐郡
- 恵那郡
- 益田郡
- 大野郡
- 吉城郡

静岡県

- 静岡市
 - 清水市
 - 島田市
 - 焼津市
 - 藤枝市
 - 庵原郡
- 第一区 五人

第二区	}	志太郡	五人
		榛原郡	
		沼津市	
		熱海市	
		三島市	
		富士宮市	
		伊東市	
		富士市	
		御殿場市	
		下田市	
裾野市			
賀茂郡			
田方郡			

第三区	}	駿東郡	五人
		富士郡	
		浜松市	
		磐田市	
		掛川市	
		袋井市	
		天竜市	
		浜北市	
		湖西市	
		小笠郡	
		周智郡	
		磐田郡	
		浜名郡	

		{	引 佐 郡	
愛 知 県				
	第 一 区	{	名 古 屋 市	
			千 種 区	
			東 区	
			北 区	
			西 区	四人
			中 村 区	
			中 区	
			守 山 区	
			名 東 区	
		{	瀨 戸 市	
			春 日 井 市	

	第 二 区	{	東 海 市	
			大 府 市	
			知 多 市	四人
			尾 張 旭 市	
			豊 明 市	
			愛 知 郡	

	第 三 区	{	一 宮 市	
			津 島 市	
			犬 山 市	
			江 南 市	
			尾 西 市	
			小 牧 市	
			稻 沢 市	五人

第 四 区	}	岩 倉 市	四 人
		西 春 日 井 郡	
		丹 羽 郡	
		葉 栗 郡	
		中 島 郡	
		海 部 郡	
	}	半 田 市	
		刈 谷 市	
		豊 田 市	
		常 滑 市	
		知 立 市	
		高 浜 市	
		知 多 郡	

第 五 区	}	西 加 茂 郡	三 人	
		豊 橋 市		
		豊 川 市		
		蒲 郡 市		
		新 城 市		
		北 設 楽 郡		
		南 設 楽 郡		
		宝 飯 郡		
		渥 美 郡		
		}		名 古 屋 市
				昭 和 区
				瑞 穂 区
				熱 田 区

第六区 { 中川区 五人
 港区
 南区
 緑区
 天白区

第七区 { 岡崎市
 碧南市
 安城市
 西尾市 三人
 幡豆郡
 額田郡
 東加茂郡

三重県

第一区 { 津市
 四日市市
 桑名市
 上野市
 鈴鹿市
 龜山市
 桑名郡 四人
 員弁郡
 三重郡
 鈴鹿郡
 安芸郡
 阿山郡
 伊勢市

第二区

松 阪 市
 名 張 市
 尾 鷲 市
 鳥 羽 市
 熊 野 市
 久 居 市
 一 志 郡
 飯 南 郡
 多 気 郡
 度 会 郡
 名 賀 郡
 志 摩 郡
 北 牟 婁 郡

三人

滋 賀 県
京 都 府

南 牟 婁 郡

五人

第一区

京 都 市
 北 区
 上 京 区
 左 京 区
 中 京 区
 東 山 区
 下 京 区
 南 区
 山 科 区
 京 都 市

四人

第二区

- 伏見区
- 西京区
- 宇治市
- 城陽市
- 向日市
- 長岡京市
- 八幡市
- 乙訓郡
- 久世郡
- 綴喜郡
- 相楽郡
- 京都市
- 右京区

四人

第三区

- 福知山市
- 舞鶴市
- 綾部市
- 宮津市
- 亀岡市
- 北桑田郡
- 船井郡
- 天田郡
- 加佐郡
- 与謝郡
- 中郡
- 竹野郡
- 熊野郡

三人

大 阪 府

第 一 区 { 大 阪 市
西 区
港 区
大 正 区
浪 速 区
住 吉 区
西 成 区
住 之 江 区

三人

{ 大 阪 市
都 島 区
福 島 区
此 花 区

第 二 区 { 西 淀 川 区
東 淀 川 区
東 成 区
旭 区
城 東 区
淀 川 区
鶴 見 区
北 区

五人

第 三 区 { 豊 中 市
池 田 市
箕 面 市
豊 能 郡
八 尾 市

三人

第四区 { 富田林市
柏原市
羽曳野市 五人
藤井寺市
東大阪市
南河内郡

第五区 { 堺市
松原市 四人
大阪狭山市

第六区 { 大阪市
天王寺区
生野区
阿倍野区 三人

第七区 { 東住吉区
平野区
中央区
守口市
枚方市
寝屋川市
大東市 五人
門真市
四條畷市
交野市

第八区 { 吹田市
高槻市
茨木市 四人

	}	摂津市	
		三島郡	
第九区	}	岸和田市	四人
		泉大津市	
		貝塚市	
		泉佐野市	
		河内長野市	
		和泉市	
		高石市	
		泉南市	
		阪南市	
		泉北郡	
		泉南郡	

兵庫県

第一区	}	神戸市	五人
		灘区	
		兵庫区	
		長田区	
		須磨区	
		垂水区	
		北区	
		中央区	
		西区	
第二区	}	神戸市	五人
		東灘区	
		尼崎市	

第 三 区	西 芦 伊	宫 市	五人
		屋 市	
		丹 市	
	明 洲 加 西 三 高 小 加 美 加	石 市	
		本 市	
		古 川 市	
		脇 市	
		木 市	
		砂 市	
		野 市	
		西 市	
		囊 郡	
		東 郡	

第 四 区	多 加 津 三	可 郡	四人
		古 郡	
		名 郡	
		原 郡	
	姬 相 龍 赤 飾 神 揖 赤 佐	路 市	
		生 市	
		野 市	
		穗 市	
		磨 郡	
		崎 郡	
		保 郡	
		穗 郡	
		用 郡	

第五区

- 〔 穴 栗 郡
- 〔 豊 岡 市
- 〔 宝 塚 市
- 〔 川 西 市
- 〔 三 田 市
- 〔 川 辺 郡
- 〔 城 崎 郡
- 〔 出 石 郡
- 〔 美 方 郡
- 〔 養 父 郡
- 〔 朝 来 郡
- 〔 氷 上 郡
- 〔 多 紀 郡

三人

奈良県

第一区

- 〔 奈 良 市
- 〔 大 和 郡 山 市
- 〔 天 理 市
- 〔 生 駒 市
- 〔 添 上 郡
- 〔 山 辺 郡
- 〔 生 駒 郡
- 〔 大 和 高 田 市
- 〔 橿 原 市
- 〔 桜 井 市
- 〔 五 條 市
- 〔 御 所 市

三人

第二区 { 香芝市 三人
 磯城郡
 宇陀郡
 高市郡
 北葛城郡
 吉野郡

和歌山県 四人

鳥取県 三人

島根県 三人

岡山県
 { 岡山市
 津山市
 備前市

第一区 { 御津郡
 赤磐郡
 和气郡
 邑久郡
 真庭郡
 苫田郡
 勝田郡
 英田郡
 久米郡
 { 倉敷市
 玉野市
 笠岡市
 井原市

第二区

総社市
高梁市
新見市
児島郡
都窪郡
浅口郡
小田郡
後月郡
吉備郡
上房郡
川上郡
阿哲郡

四人

広島県

第一区

広島市
中区
東区
南区
西区
安佐南区
安佐北区
佐伯区
大竹市
廿日市市
佐伯郡
山県郡
高田郡

五人

第二区 { 広島市
安芸区
呉市
竹原市
東広島市
安芸郡
賀茂郡
豊田郡
三原市
尾道市
因島市
福山市
府中市

三人

第三区 { 三次市
庄原市
御調郡
世羅郡
沼隈郡
深安郡
芦品郡
神石郡
甲奴郡
双三郡
比婆郡

四人

山口県 { 下関市

第一区

- 宇部市
- 萩市
- 小野田市
- 長門市
- 美祢市
- 厚狭郡
- 豊浦郡
- 美祢郡
- 大津郡
- 阿武郡
- 山口市
- 徳山市
- 防府市

三人

第二区

- 下松市
- 岩国市
- 光市
- 柳井市
- 新南陽市
- 大島郡
- 玖珂郡
- 熊毛郡
- 都濃郡
- 佐波郡
- 吉敷郡

四人

徳島県

三人

香川県

四人

愛 媛 県

第 一 区

- 松 山 市
- 宇 和 島 市
- 八 幡 浜 市
- 大 洲 市
- 伊 予 市
- 伊 予 郡
- 喜 多 郡
- 西 宇 和 郡
- 東 宇 和 郡
- 北 宇 和 郡
- 南 宇 和 郡
- 〔 今 治 市

三人

8

第 二 区

- 新 居 浜 市
- 西 条 市
- 川 之 江 市
- 伊 予 三 島 市
- 北 条 市
- 東 予 市
- 宇 摩 郡
- 周 桑 郡
- 越 智 郡
- 温 泉 郡
- 上 浮 穴 郡

三人

8

高 知 県

三人

福 岡 県

第一区 { 福 岡 市
 東 区
 博 多 区
 中 央 区
 西 区
 城 南 区
 早 良 区
 前 原 市
 糸 島 郡
 北 九 州 市
 若 松 区
 戸 畑 区
 八 幡 東 区

五人

第二区 { 八 幡 西 区
 直 方 市
 飯 塚 市
 山 田 市
 中 間 市
 遠 賀 郡
 鞍 手 郡
 嘉 穂 郡
 大 牟 田 市
 久 留 米 市
 柳 川 市
 八 女 市
 筑 後 市

四人

第三区 { 大川市
小郡市 三人
浮羽郡
三井郡
三潯郡
八女郡
山門郡
三池郡

第四区 { 北九州市
門司区
小倉北区
小倉南区
田川市 四人

第五区 { 行橋市
豊前市
田川郡
京都郡
築上郡
福岡市
南区
甘木市
筑紫野市
春日市
大野城市
宗像市
太宰府市 四人

筑 紫 郡
粕 屋 郡
宗 像 郡
朝 倉 郡

佐 賀 県
長 崎 県

四人

長 崎 市
島 原 市
諫 早 市
西 彼 杵 郡
香 焼 町
伊 王 島 町
高 島 町

第 一 区

三人

野 母 崎 町
三 和 町
北 高 来 郡
南 高 来 郡
佐 世 保 市
大 村 市
福 江 市
平 戸 市
松 浦 市
西 彼 杵 郡
多 良 見 町
長 与 町
時 津 町

第二区

- 琴海町
- 西彼町
- 西海町
- 大島町
- 崎戸町
- 大瀬戸町
- 外海町
- 東彼杵郡
- 北松浦郡
- 南松浦郡
- 壱岐郡
- 対馬支庁管内

三人

熊本県

第一区

- 熊本市
- 荒尾市
- 玉名市
- 山鹿市
- 菊池市
- 玉名郡
- 鹿本郡
- 菊池郡
- 阿蘇郡
- 八代市
- 人吉市
- 水俣市
- 本渡市

五人

第二区

牛 深 市
 宇 土 市
 宇 土 郡
 下 益 城 郡
 上 益 城 郡
 八 代 郡
 芦 北 郡
 球 磨 郡
 天 草 郡

三人

大 分 県

五人

宮 崎 県

五人

鹿 児 島 県

鹿 児 島 市

第一区

枕 崎 市
 串 木 野 市
 指 宿 市
 加 世 田 市
 名 瀬 市
 鹿 児 島 郡
 揖 宿 郡
 川 辺 郡
 日 置 郡
 大 島 郡
 川 内 市
 鹿 屋 市
 阿 久 根 市

四人

第二区

出水市
大口市
国分市
西之表市
垂水市 三人
遙摩郡
出水郡
伊佐郡
始良郡
曾於郡
肝属郡
熊毛郡

沖縄県

五人

10 1

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第十四条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年一月一日から施行する。ただし、第四条、第十三条、附則

及び別表第一の改正規定は次の総選挙から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（前条ただし書に係る新法の規定及び新法第十一条第一項の規定を除く。）並びにこの法律による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用し、施行日前にその期日が公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

10 2

2 新法第十一条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にした行為により刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により刑に処せられた者については、なお従前の例

による。

(訴訟に関する経過措置)

第三条 前条第一項の規定により新法並びにこの法律による改正後の漁業法及び農業委員会等に関する法律の規定が適用される選挙に係る施行日前に行われた犯罪による訴訟については、同項の規定にかかわらず、なおこの法律による改正前の公職選挙法(以下「旧法」という。)第二百十条及び第二百十一条(この法律による改正前の漁業法第九十四条第一項及び農業委員会等に関する法律第十一条において準用する場合を含む。)の規定の例による。

10 3

(罰則等に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる選挙に係る施行日以後にした行為については、なお旧法第十六章(他の法律において準用する場合を含む。)の規定の例による。

(別表第一に掲げる区域の取扱い)

第五条 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成五年十一月一日現在によったものであって、同

年十一月二日から次の総選挙の期日が公示される日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十七条第一項中「又は同法」を「、第二百五十一条の二又は」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

10 4

第二百二十八条中「同法第二百十条」を「同法第二百十条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二百四十三条第一項中「又は同法」を「、第二百五十一条の二又は」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第二百四十四条中「同法第二百十条」を「同法第二百十条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二百八十四条第一項中「又は同法」を「、第二百五十一条の二又は」に、「除く外」を「除くほか」に改

める。

(漁業法の一部改正)

第八条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「、第百三十八条」を削り、「第二百三十九条第一項第四号」を「第二百三十九条第一項第三号」に、「第二百五十一条の二第二項、第三項」を「第二百五十一条の二第二項、第三項、第五項」に、「附則第五項及び第六項」を「附則第四項及び第五項」に改め、同項の表第二十五条第四項の項中「^{まつ}抹消」を「抹消」に改め、同表第百三十七条の三の項中「第二百五十二条」を「第二百五十一条の二又は第二百五十二条」に改め、同表第二百十条の項を次のように改める。

10 5

第二百十条第一項	第二百五十一条の二第一項 第一号から第三号までに掲げる者が	第二百五十一条の二第一項 第一号又は第三号に掲げる者が
	若しくは第二百二十三条の二第二項	又は第二百二十三条の二第二項
	場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定により刑に処せられた場合	場合

	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者若しくは出納責任者	第二百五十一条の二第一項第一号若しくは第三号に掲げる者
第二百十条第二項	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者	第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号に掲げる者
	若しくは第二百二十三条の二第二項	又は第二百二十三条の二第二項
	場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定により刑に処せられた場合	場合

第九十四条第一項の表第二百十一条第一項の項並びに第二百二十四条の二第一項の項及び同条第二項の項中「及び第四号」を「又は第五号」に改め、同表第二百五十一条の二第一項の項を次のように改める。

10 6

第二百五十一条の二第一項	次の各号	第一号、第三号又は第五号
	第一号、第三号若しくは前号	第一号若しくは第三号

第九十四条第一項の表第二百五十三條の二第一項の項及び第二百五十四條の項中「及び第四号」を「若しくは第五号」に改める。

第九十七条第一項中「公職選挙法」の下に「第二百五十一条の二若しくは」を加え、「除く外」を「除く

ほか」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第九条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「、第百三十八条(戸別訪問)」を削り、「第二百三十九条第一項第四号」を「第二百三十九条第一項第三号」に、「第二百五十一条の二第二項及び第三項」を「第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項」に、「附則第五項及び第六項」を「附則第四項及び第五項」に改め、同表第十一条第二項の項中「第二百五十二条」を「第二百五十一条の二((総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止))及び第二百五十二条」に改め、同表第二十五条第四項の項中「^{まつ}抹消」を「抹消」に改め、同表第八十六条の四の項を次のように改める。

第八十六条の四	第十一条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する 第十一条
	第二百五十一条の二	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する 第二百五十一条の二

	第二百五十二条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する 第二百五十二条
--	---------	-------------------------------------

第十一条の表第百三十七条の三の項中「第二百五十二条」を「第二百五十一条の二((総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止))又は第二百五十二条」に改め、同表第二百十条の項を次のように改める。

第二百十条第一項	第二百五十一条の二((総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止))第一項第一号から第三号まで	第二百五十一条の二((総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止))第一項第一号又は第三号
	若しくは第二百二十三条の二((新聞紙、雑誌の不法利用罪))第二項	又は第二百二十三条の二((新聞紙、雑誌の不法利用罪))第二項
	場合又は出納責任者が第二百四十七条((選挙費用の法定額違反))の規定により刑に処せられた場合	場合
	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者若しくは出納責任者	第二百五十一条の二第一項第一号若しくは第三号に掲げる者
	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号まで	第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号

第二百十条第二項	若しくは第二百二十三條の二第二項	又は第二百二十三條の二第二項
	場合又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合	場合

第十一條の表第二百十一條第一項の項並びに第二百二十四條の二第一項の項及び同條第二項の項中「及び第四号」を「又は第五号」に改め、同表第二百五十一條の二第一項の項を次のように改める。

第二百五十一條の二第一項	次の各号	第一号、第三号又は第五号
	第一号、第三号若しくは前号	第一号若しくは第三号

10 9

第十一條の表第二百五十三條の二第一項の項及び第二百五十四條の項中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に、「及び第四号」を「若しくは第五号」に改め、同表第二百五十四條の二第一項の項中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効並びに選挙権及び被選挙権の停止」に改める。

第十三條中「第十一條又は同法第二百五十二條」及び「第十一條又は第二百五十二條」を「第十一條、第

二百五十一條の二又は第二百五十二條」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十條 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

11 0

理 由

我が国における政治の現状にかんがみ、国民の選挙権の平等を確保して民意を適正に反映する国政を実現し、国民が信頼できる政治を確立するため、衆議院議員の選挙について、中選挙区制を維持し、かつ、その定数配分の基本原則を定めて、これに基づく定数配分の抜本的是正を行うとともに、戸別訪問を解禁して選挙運動の自由を拡大するほか、政治腐敗の防止を図るため、公職にある間に犯した収賄罪及び選挙犯罪に係る公民権停止の強化、悪質な選挙犯罪による連座制の拡充強化等の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。